

平成28年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）
「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究（指定）」（H28-政策-指定-006）
分担研究報告書

剥奪アプローチによる貧困測定方法のサーベイ—日本における剥奪指標の構築に向けて—

研究分担者 大津 唯 国立社会保障・人口問題研究所

要旨

目的：

先進諸国における貧困の指標として最も代表的なのは所得の相対的貧困率であるが、こうした金銭的指標を補完する非金銭的指標として、剥奪指標が開発され、国際的に広く活用されてきた。先進国における貧困を測定するものとして、するためには、所得などの金銭的指標のみならず、剥奪などの非金銭的な指標などを用いて多面的、相互補完的に評価する必要がある。我が国における剥奪指標の構築に向けた基礎資料として、まず剥奪指標の方法論を整理し、次に EU を始めとする諸外国における活用事例を紹介したうえで、日本におけるこれまでの剥奪指標に関する調査研究を整理したものである。

方法：

第1に、剥奪指標の歴史についての概要を整理した。第2に、諸外国における剥奪指標の活用事例について、EU のケースを中心に整理した。第3に、国内の相対的剥奪指標に関する調査研究について整理した。

結果：

剥奪指標の方法論の開発が進むなかで、EU 加盟 28 か国においては共通の調査様式に基づく剥奪の測定が毎年行われているのははじめ、剥奪指標は国際的に広く活用されている。一方、わが国においては単発的に調査研究が行われているのみであり、しかもそのほとんどは特定の集団を対象を限定したものである。

考察・結論：

今後日本においても、全国規模の継続的な調査による剥奪指標の整備が行われることが望ましいであろう。

A 研究の目的

先進諸国における貧困の指標として最も代表的なのは、社会全体の等価可処分所得¹⁰の中央値の 50%未満¹¹の所得データを用

いた相対的貧困率である（OECD 2016）。

しかし、所得データを用いた貧困の測定は、簡便かつ信頼性が高い点で実用性の高い指標である一方で、人々の生活の実質的な水

¹⁰ 世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割ることで求められる個人単位の所得デ

ータ。

¹¹ EU の公式統計では 60%未満。

準を把握するには不完全な方法である（阿部 2015）。

そのため、これを補完するものとして非金銭的な指標の開発が進められてきたが、その代表的な指標の 1 つに「剥奪」（Deprivation）指標がある¹²。剥奪は、社会における標準的な生活様式を享受するための資源が欠如している状態を指し、Townsend (1979)を嚆矢としてその測定が試みられてきた。現在は、欧州連合（EU）が毎年実施している EU-SILC（EU Statistics on Income and Living Condition）において加盟 28 か国における剥奪の状況が調査され、それが EU の中期成長戦略である「欧州 2020 戦略」（EU2020）の指標に採用されるなど、国際的にもその活用が進んでいる。

翻って我が国においては、格差・貧困問題への関心が高まるなかで、2009 年に厚生労働省が公的調査を用いた相対的貧困率の発表を始めるなど、金銭的指標については近年その活用が進んできたところであるが、これに対し、剥奪を始めとする非金銭的指標については、一部の試行的な調査研究に限られている。

本研究は、このような状況を踏まえ、我が国における剥奪指標の構築に向けた基礎資料として、まず剥奪指標の方法論を整理し、次に EU を始めとする諸外国における活用事例を紹介したうえで、日本におけるこれまでの剥奪指標に関する調査研究を整理したものである。

¹² 主要な非金銭的指標には、剥奪の概念を発展させたより概念の広い「社会的排除」の指標もある。

¹³ 小沼（1980）、柴田（1997）、平岡

B 研究の方法

本研究は以下の 3 点を整理した。第 1 に、剥奪指標の歴史についての概要を整理した。第 2 に、諸外国における剥奪指標の活用事例について、EU のケースを中心に整理した。第 3 に、国内の相対的剥奪指標に関する調査研究について整理した。

C 結果

1. 剥奪指標の歴史

剥奪指標の歴史については、既に日本でも多くの文献で紹介されているが¹³、改めてその概要を整理すると次のようになる。

冒頭で述べた通り、剥奪指標による貧困の測定を始めて行ったのはイギリスの P. Townsend である。Townsend は、それまでの貧困研究において主流であった絶対的基準に基づく貧困測定に代わる方法として、『所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く奨励または是認されている種類の食事をとったり、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要諸条件や快適さを得るために必要な生活資源を欠いている』（Townsend 1979: 31）¹⁴状態を「相対的剥奪」（Relative deprivation）と定義した。そして、1968～69 年にイギリスにおいて、12 分野 60 項目から成る調査を実施した。そして、各分野から 1 項目ずつ、計 12 項目（表 1）を選定し、12 項目のうちあてはまる項目数を「相対的剥奪スコア」として示した。さらに、所得が一定水準を下回

（2001）、阿部（2002）、橘木・浦川（2006）の第 2 章および第 8 章、阿部（2015）など。

¹⁴ 和訳は斉藤他（2014: 309）。

るとスコアが急増する「閾値」が存在することを示した。

しかし、Townsend によって最初に開発されたこの剥奪指標は、次の 2 点で批判を受けた。第 1 に、項目の選定が Townsend 自身によって設定されたものであり、恣意的であると指摘された。第 2 に、標準的な生活様式を満たしていないことが、欠乏の結果なのか、それとも個人の選択の結果なのか、識別されていないことが指摘された。

こうした欠点を改善するために登場したのが、「合意に基づく方法」(Consensual method) のアプローチである¹⁵。このアプローチの嚆矢となる Mack and Lansley (1985)は、剥奪を『社会的に合意された必需品の強制的な欠如である』と定義したうえで、一般市民の 50%が「必要である」と認識している項目を「社会的必需項目」

(Socially Perceived Necessities)として選定することで、剥奪指標の項目選択における恣意性を排除した¹⁶。さらに、このアプローチでは、「社会的必需項目」の欠如が、金銭的余裕がない、すなわち「強制的な欠如」

(enforced lack) のためなのか、それとも選好に基づいた選択の結果のためなのかを明確に区別し、「強制的な欠如」の場合のみを剥奪に含めることとされた。

これ以降、Consensual method は剥奪アプローチによる貧困測定の手法とし

¹⁵ Townsend 自身も剥奪指標の改良を試みている (Townsend 1993) など。

¹⁶ とはいえ、50%以上の人が必要と回答したものを「社会的必需項目」であると定義すること自体にも恣意性は残る。これに対し、Halleröd (1997)は、50%を境界とせず、強制的に欠如された全ての項目の必要度を足し上げていく手法 (Proportional deprivation index) を提案している。

て、発展してきた (Gordon and Pantazis 1997、Pantazis et al. 2006、Lansley and Mack 2015)。

2. 諸外国における剥奪指標の活用

(1) EUにおける剥奪指標の活用

EUでは、その中期成長戦略である「欧州 2020 戦略」において、9つの主要指標を定め、2020年までに達成すべき数値目標を掲げている。その中の1つに「貧困と社会的排除指標」(People at risk of poverty or social exclusion)という指標があるが、この「貧困と社会的排除指標」は3つの指標を合成したもので、剥奪指標はその1つとして用いられている¹⁷。

剥奪指標の構築に用いられているのは、全加盟国共通の調査様式を用いて毎年実施されている EU-SILC であり、これを用いて次の①～③の剥奪指標が作成され、欧州連合統計局 (Eurostat) ウェブサイトで公開されている。「欧州 2020 戦略」の「貧困と社会的排除指標」で用いられているのは、このうち③の指標である。

① 物質的剥奪率

「経済的負担と耐久消費財」(economic strain and durables) の分野 (dimension) における 9つの項目のうち、3つ以上が強制的な欠如 (enforced lack) ¹⁸の状態にある

¹⁷ 「貧困と社会的排除指標」を構成する3つの指標は、剥奪指標(「深刻な物質的剥奪指標」)の他、相対的貧困(等価可処分所得の60%未満)、就労密度の低い世帯(稼働能力のある18～59歳のうち、20%未満しか実際に就労していない世帯)である。

¹⁸ 金銭的余裕がないためにそれを所有していない、または達成できない状態にあるこ

人口の割合。9つの項目は表2の通りである。

② 物質的剥奪の深さ (Depth of material deprivation)

物質的剥奪率の算出に用いられている9つの項目うち、3つ以上が強制的な欠如の状態にある人々における、欠如した項目数の単純平均。

③ 深刻な物質的剥奪率 (Severe material deprivation)

物質的剥奪率の算出に用いられている9つの項目うち、4つ以上が強制的な欠如の状態にある人口の割合。

このように、EU加盟28か国においては、共通の調査様式に基づく剥奪の測定が毎年行われている。なお、ここで用いられている9つの項目については、見直しの議論もなされているところである(高橋2013)。

(2) その他の活用例

EUにおける取組の他、各国においても剥奪指標の活用が進んでいる。先進諸国における公的な剥奪指標については、イギリス、

とを指す。

¹⁹ なお、貧困研究における相対的剥奪指標の研究とは別に、Yitzhaki(1979)による「相対的剥奪指数」の考案以後、準拠集団(個人の比較対象となる集団のことで、通常は社会経済的属性が似ている集団であるとみなされる)における個人間の所得の乖離に基づく「相対的剥奪」の定式化が試みられている。日本国内においては、生活満足度などの主観的指標の決定要因として相対的剥奪指数を用いた研究(Oshio et al. 2010、石田2015、野崎2015、黒川2016)が複数

ニュージーランド、アイランドの事例が阿部(2013)において取りまとめられているので、参照されたい。

その他、オーストラリアにおいても、剥奪に関する項目を含む家計パネル調査が2001年から毎年実施されている(HILDA: Household, Income and Labour Dynamics in Australia)。

3. 国内の剥奪指標に関する調査研究¹⁹

(1) 国内の剥奪指標に関する本格的な研究

日本国内で初めて相対的剥奪の本格的な分析を行ったのは、阿部(2006)とあって良い。阿部(2006)は、全国の20歳以上の男女2,000人を対象とした「福祉に関する国民意識調査」(2003年)と「社会生活調査」(同年)の結果を用いて「相対的剥奪率」を計測した。後に紹介するように、対象を特定の集団に限定した研究としては先駆けとなる研究があるが、全国規模ですべての人を対象として行ったのはこの研究が初となる。

その方法論は次の通りである。まず「福祉に関する国民意識調査」²⁰において、調査チームが選択した28項目について「現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生

行われているほか、死亡リスクや主観的健康感、自殺率等の健康指標との関連を分析した研究(Kondo et al. 2008、Kondo et al. 2009、近藤2012、与謝野2012、Kondo et al. 2015など)も行われている。ただし、この「相対的剥奪指数」は金銭的指標であり、貧困研究における相対的剥奪とは全く異なる概念であるので、混同しないように注意されたい。

²⁰ 「福祉に関する国民意識調査の詳細については、後藤他(2014)、阿部(2004)で詳しく報告されている。

活するために全体に必要であるか」を尋ね、有効回答者の 50%が「必要である」と答えた 16 項目²¹を「社会的必需項目」とした(表 3)。次に、「社会生活調査」において「社会的必需項目」のそれぞれの項目が欠如しているか否かを尋ね、その結果をもとに次の式で定義された「相対的剥奪率」を算出した。

$$D_i = \frac{\sum_{j=1}^j W_j d_{ij}}{\sum_{j=1}^j W_j}$$

D_i = 個人 i の剥奪指標 (Deprivation scale of person i)

W_j = 項目 j の普及率²²

d_{ij} = 項目 j を個人 i が所有している場合は 1, していない場合は 0

この計算式は Whelan et al. (2002)、Apospori and Millar (2003)に従い、単純に剥奪されている項目を足し合わせるのではなく、普及率によってウェイト付けをしたうえでその和を求め、さらに 0 から 1 の値を取るように標準化されている。

こうして算出された「相対的剥奪率」は 34.9%であった。これを属性別にみると、「低所得世帯」²³が 50.3%、世帯主年齢別では 20 歳代が高く 52.6%、世帯類型別では単身世帯が 56.8%、傷病世帯が 61.2%、母子世帯が 73.7%という結果であった。

なお、阿部 (2006) は、相対的剥奪状況であるか否かのダミー変数 (相対的剥奪率が 0 である場合が 0、0 を超える場合が 1)

を被説明変数としたロジスティック回帰分析も行っている。しかし、「福祉に関する国民意識調査」の調査項目は、『調査項目数を最小限に抑えるため、すでに普及率 (達成率) が 100%に近いと考えられる項目は削除され』(後藤他 2004: 393)、『ほぼ 100%の人々が「絶対に必要」と答えるであろうと想定される項目についても削除された』(同)、最低限の生活よりも『やや高い生活水準を保証する項目』(橘木、浦川 2006: 293)である。したがって、そのような性質の 16 項目のうちいずれか 1 つの項目でも剥奪されていればその個人を相対的剥奪状況にあるとの定義は、かなり緩いものであることに注意する必要がある。

(2) 所得貧困と剥奪の指標の重なり

既述の通り剥奪指標は非金銭的指標であるが、これと金銭的指標である所得の相対的貧困率との重なりを分析した研究も行われている。Saunders and Abe (2010)は、日本とオーストラリアの 2 か国を比較しながら、相対的貧困率、剥奪指標、両指標の重なりを、世帯類型別に示している。その結果、いずれの指標を用いても、単身世帯や一人親世帯の貧困リスクが高いことを確認している。

(3) 特定の集団を対象を限定した研究

特定の集団を対象を限定した調査研究に広げると、多くの研究が行われていること

²¹ 阿部 (2004) では有効回答者の 50%が「必要である」と答えたのは 28 項目中 17 項目となっているが、「友人・家族・親戚に会うための交通費」は「社会生活調査」の調査票設計段階で削除されたということである (阿部 2006 の脚注 8)。

²² 普及率の計算から、その人の選択の結果として所有していない場合は省かれる。

²³ ここで低所得世帯は、世帯等価所得が中央値の 50%以下の世帯と定義されている。

が分かる。平岡（2001）と斉藤他（2014）は65歳以上の高齢者を、阿部（2008）は子どものいる世帯を、岩田・濱本（2004）は若年女性を、山田（2013）はホームレス経験者を、それぞれ対象としている。それぞれの研究の概要は、阿部（2006）も含めて刊行年順に一覧表にまとめた（表4）²⁴。

(4) 剥奪指標を用いた応用分析

以上は剥奪指標による貧困測定自体を目的とした研究であるが、剥奪指標と他の指標との関係を調べた応用分析も行われている。橘木・浦川（2006）は生活満足度との関係を、Kondo et al. (2014)は高齢者の主観的健康観との関係を、それぞれ分析している。

D 考察 E 結論

本研究では、我が国における剥奪指標の構築に向けた基礎資料として、まず剥奪指標の方法論を整理し、次にEUを始めとする諸外国における活用事例を紹介したうえで、日本におけるこれまでの剥奪指標に関する調査研究を整理した。

剥奪指標の方法論の開発が進むなかで、EU加盟28か国においては共通の調査様式に基づく剥奪の測定が毎年行われているのははじめ、剥奪指標は国際的に広く活用されている。

一方、わが国においては単発的に調査研

究が行われているのみであり、しかもそのほとんどは特定の集団を対象を限定したものである。今後日本においても、全国規模の継続的な調査による剥奪指標の整備が行われることが望ましいであろう²⁵。

参考文献

- Apospori, Eleni, and Jane Millar (eds.) (2003) *The dynamics of social exclusion in Europe : comparing Austria, Germany, Greece, Portugal and the UK*, Edward Elgar.
- European Commission (2011) *The social dimension of the Europe 2020 strategy: A report of the social protection committee*. Directorate-General for Employment, Social Affairs and Inclusion.
- Gordon, David, and Christina Pantazis (eds.) (1997) *Breadline Britain in the 1990s*, Ashgate.
- Kondo, Naoki, Ichiro Kawachi, S.V. Subramanian, Yasuhisa Takeda, and Zentaro Yamagata (2008) "Do social comparisons explain the association between income inequality and health? : Relative deprivation and perceived health among male and female Japanese individuals," *Social Science & Medicine*, 67(6): 982-987.

²⁴ この他、社会生活に関する調査検討会（2003）が生活保護世帯と「一般低所得世帯」（世帯人員別にみた収入階級第1五分位の世帯）を対象とした調査を行っているが、必ずしも相対的剥奪の概念と測定方法に基づいたものではないため、本稿では割愛している。同調査については、中川

（2004）も参照されたい。
²⁵ 阿部（2014）も、国立社会保障・人口問題研究所で実施されている「生活と支え合い調査」の剥奪指標構築における利用可能性を検討したうえで、同様の主張を行っている。

- Kondo, N, I Kawachi, H Hirai K Kondo, S V Subramanian, T Hanibuchi, Z Yamagata (2009) "Relative deprivation and incident functional disability among older Japanese women and men: prospective cohort study", *Journal of Epidemiology and Community Health*, 63(6): 461-467.
- Saito, Masashige, Katsunori Kondo, Naoki Kondo, Aya Abe, Toshiyuki Ojima, Kayo Suzuki and the JAGES group (2014) "Relative Deprivation, Poverty, and Subjective Health: JAGES Cross-Sectional Study", *Plos One*, 10(9): 1-9.
- Kondo, Naoki, Masashige Saito, Hiroyuki Hikichi, Jun Aida, Toshiyuki Ojima, and Katsunori Kondo, Ichiro Kawachi (2015) "Relative deprivation in income and mortality by leading causes among older Japanese men and women: AGES cohort study," *Journal of Epidemiology and Community Health*, 69(7): 680-685.
- Halleröd, B., Bradshaw, J. and Holmes, H. (1997) "Adapting the consensual definition of poverty" in Gordon, D. and Pantazis, C., *Breadline Britain in the 1990s*, Aldershot: Ashgate.
- Lansley, S. and Mack, J. (2015) *Breadline Britain - the rise of mass poverty*. Oneworld Publications.
- Mack, J. and S. Lansley (1985), *Poor Britain*, London: Allen and Unwin.
- OECD (2016) *Society at a Glance 2016*, Paris: OECD publishing.
- Oshio, Takashi, Kayo Nozaki, Miki Kobayashi (2011) "Relative Income and Happiness in Asia: Evidence from Nationwide Surveys in China, Japan, and Korea," *Social Indicators Research*, 104(3): 351-367.
- Pantazis, C., Gordon, D. and Levitas, R., *Poverty and Social Exclusion in Britain*, Bristol: The Policy Press.
- Saunders, Peter, Aya Abe (2010) "Poverty and Deprivation in Young and Old: A Comparative Study of Australia and Japan", *Poverty & Public Policy*, 2(1):67-97.
- Townsend, P. (1979) *Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane and Penguin Books.
- Townsend, P. (1993) *The International Analysis of Poverty*, Harvester Wheatsheaf.
- Whelan, Christopher T, Richard Layte, Bertrand Maitre, and Brian Nolan (2002) "Income and Deprivation Approaches to the Measurement of Poverty in the European Union" in Ruud J.A. Muffels, Panos Tsakloglou, and David G. Mayes (eds.), *Social exclusion in European welfare states*, Edward Elgar, pp.183-201.
- Yitzhaki, Shlomo (1979) "Relative Deprivation and the Gini Coefficient," *Quarterly Journal of Economics*, 93(2): 321-324.
- 阿部彩 (2002) 「貧困から社会的排除へ:指標の開発と現状」『海外社会保障研究』(141): 67-80。
- 阿部彩 (2004) 「補論「最低限の生活水準」に関する社会的評価」『季刊社会保障研究』

- 39(4): 403-414。
- 阿部彩 (2006) 「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策学会誌』(16): 251-275。
- 阿部彩 (2008) 「日本における子育て世帯の貧困・相対的剥奪と社会政策」『社会政策学会誌』(19): 21-40。
- 阿部彩 (2013) 『貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究 平成 24 年度報告書 別冊 1 先進諸国における貧困指標の状況』。
- 阿部彩 (2014) 「日本における剥奪指標の構築に向けて—相対的貧困率を補完する指標の検討—」『季刊社会保障研究』49(4): 360-371。
- 阿部彩 (2015) 「貧困と社会的排除の測定」『社会と調査』(14): 12-19。
- 石田淳一 (2015) 『相対的剥奪の社会学—不平等と意識のパラドックス』東京大学出版会。
- 岩田正美・濱本知寿香 (2004) 「デフレ不況下の「貧困の経験」 樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況』日本経済新聞社、第 8 章、pp.203-233。
- 黒川すみれ (2016) 「社会不公平感の形成における収入比較メカニズム—相対的剥奪指数を用いた分析から—」『年報社会学論集』(29): 68-79。
- 後藤玲子・阿部彩・橘木俊詔・八田達夫・埋橋孝文・菊池馨実・勝又幸子 (2004) 「現代日本社会において何が〈必要〉か?—『福祉に関する意識調査』の分析と考察—」『季刊社会保障研究』39(4): 389-402。
- 小沼正 (1981) 「貧困測定における新しい手法—P. Townsend の'68 年貧困調査」『季刊社会保障研究』16(3): 42-52。
- 近藤尚己・近藤克則・横道洋司・山縣然太郎 (2012) 「高齢者における所得の相対的剥奪と死亡リスク—AGES 追跡研究—」『医療と社会』22(1): 91-101。
- 斉藤雅茂・近藤克則・近藤尚己・尾島俊之・鈴木佳代・阿部彩 (2014) 「高齢者における相対的剥奪の割合と諸特性：JAGES プロジェクト横断調査より」『季刊社会保障研究』50(3): 309-323。
- 柴田謙治 (1997) 「イギリスにおける貧困問題の動向—「貧困概念の拡大」と貧困の「基準」をめぐって—」『海外社会保障研究』(118): 4-17。
- 社会生活に関する調査検討会 (2003) 『社会生活に関する調査・社会保障生計調査報告書』。
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会。
- 中川清 (2004) 「貧困の性格変化と社会生活の困難さ—「社会生活に関する調査」の意義—」『季刊社会保障研究』39(4): 354-370。
- 野崎華世 (2015) 「貧困と幸福—相対的剥奪の実証分析—」『統計』66(5): 14-19。
- 平岡公一編 (2001) 『高齢期と社会的な不平等』東京大学出版会。
- 山田壮志郎 (2013) 「ホームレス状態の解消と持続する排除：社会的包摂志向のホームレス対策に向けて」『日本福祉大学社会福祉論集』(128): 51-65。
- 与謝野有紀 (2012) 「社会的福利に対する相対的剥奪度のマクロ的影響」『関西学院大学社会学部紀要』(114): 11-21。

表 1 Townsend(1979)の相対的剥奪指標の項目

1. 過去 12 ヶ月間に 1 週間の休暇を家の外で過ごしていない。
2. (大人のみ) 過去 4 週間に親類または友人を家に招き、食事もしくは軽食をとったことがない。
3. (大人のみ) 過去 4 週間に親類または友人の家を訪ね、食事もしくは軽食をとったことがない。
4. (15 歳未満の子供のみ) 過去 4 週間の間に友人を家に呼んで遊んだりお茶を飲んだりしたことがない。
5. (15 歳未満の子供のみ) 前回の誕生日にパーティーを開かなかった。
6. 過去 2 週間の間に娯楽のために午後または晩に外出したことがない。
7. 1 週間に 4 日以上新鮮な肉 (外食をふくむ。ソーセージ・ベーコン・ハムなどを除く) を食べるということがない。
8. 過去 2 週間に、料理された食事を食べない日が 1 日以上あった。
9. 「1 週間のうちほとんどの日に、料理された朝食 (ベーコンエッグなどを含む) をとっている」ということがない。
10. 家には冷蔵庫がない。
11. 「通常 (4 回のうち 3 回以上) 日曜日に、大きな肉片を食べる」ということがない。
12. 家の中に次の 4 種の室内設備のいずれかがない (教養設備を除く) ……水洗トイレ／流しまたは洗面台、および水の出る蛇口／固定された風呂またはシャワー／ガスまたは電子レンジ

(注) 和訳は平岡 (2001: 154-155) をもとに一部修正して作成した。

(出所) Townsend (1979: 250)、平岡 (2001: 154-155) より筆者作成。

表 2 EU における物質的剥奪指標の項目

- 1) 家賃やローン、公共料金などを滞納している (Arrears on mortgage or rent payments, utility bills, hire purchase instalments or other loan payments)
- 2) 年に 1 度、1 週間の休暇旅行に行くお金の余裕がない (Capacity to afford paying for one week's annual holiday away from home)
- 3) 2 日ごとに肉や魚 (ベジタリアンの場合は同等のもの) を食べるお金の余裕がない (Capacity to afford a meal with meat, chicken, fish (or vegetarian equivalent) every second day)
- 4) 不意の支出への備えがない (Capacity to face unexpected financial expenses)
- 5) 電話 (携帯電話を含む) を買うお金の余裕がない (Household cannot afford a telephone (including mobile phone))
- 6) カラーテレビを買うお金の余裕がない (Household cannot afford a colour TV)
- 7) 洗濯機を買うお金の余裕がない (Household cannot afford a washing machine)
- 8) 自家用車を買うお金の余裕がない (Household cannot afford a car)
- 9) 家を適温に保つための出費をすることができない (Ability of the household to pay for keeping its home adequately warm)

(注) 和訳は筆者による意識を行っている。

(出所) Eurostat のウェブサイト²⁶より筆者作成。

²⁶ [http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/EU_statistics_on_income_and_living_conditions_\(EU-SILC\)_methodology_%E2%80%93_concepts_and_contents#Material_deprivation_.28MD.29](http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/EU_statistics_on_income_and_living_conditions_(EU-SILC)_methodology_%E2%80%93_concepts_and_contents#Material_deprivation_.28MD.29)

表 3 阿部（2006）で相対的剥奪指標の構築に用いられた社会的必需項目

設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子レンジ ・ 冷暖房機器（エアコン、ストーブ、こたつ等） ・ 湯沸器（電気温水器等含む）
社会生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親戚の冠婚葬祭への出席（祝儀・交通費を含む） ・ 電話機（ファックス兼用含む） ・ 礼服 ・ 1年に1回以上新しい下着を買う
保障	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医者にかかる ・ 歯医者にかかる ・ 死亡・障害・病気などに備えるための保険（生命保険、障害保険など）への加入 ・ 老後に備えるための年金保険料 ・ 毎日少しずつでも貯金ができること
住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族専用のトイレ ・ 家族専用の炊事場（台所） ・ 家族専用の浴室 ・ 寝室と食卓が別の部屋

表4 日本国内における相対的剥奪指標の調査研究一覧

	平岡 (2001)	岩田・濱本 (2004)	阿部 (2006)
【剥奪指標に関する研究概要】			
分析対象	高齢者	若年女性	全国の20歳以上の男女
指標の構築方法	20項目のリストの中で、欠如している項目数	保有率の高い耐久消費財の所有、貯蓄や民間保険制度、クレジットカードや消費者信用、年金・健康保険などの社会制度の利用、趣味や娯楽にあてる時間、心を打ち明けられる友人についての12項目	普及率によるウェイト付けをした剥奪状態にある項目の和を普及率の和で除した値を「相対的剥奪率」として算出。
主な結果	サンプルの80%がいずれかの項目を欠いている	10前後が3項目以上で「なし」。	相対的剥奪率は34.9%。世帯所得が500万円を下回ると急激に悪化。
【使用した調査について】			
調査名	中高年の生活実態と老後意識に関するアンケート	消費生活に関するパネル調査	①福祉に関する国民意識調査 (予備調査) ②社会生活調査 (本調査)
調査年	1996年	A. 1993～2002年度 B. 1997～2002年度	①2002年度 ②2003年度
実施主体	-	家計経済研究所	国立社会保障・人口問題研究所
調査対象	無作為に抽出された東京都23区の高齢者 (65歳以上) の男女1000人	A. 2002年時点で35歳から44歳の女性 B. 2002年時点で29歳から34歳の女性	①層化2段無作為抽出法によって抽出された全国の20歳以上の男女2,000人 ②無作為抽出された全国の20歳以上の男女2,000人
回答者数 (回答率)	654人 (65.4%) (代理回答含む) 585人 (58.5%) (本人回答のみ)	-	①1,350人 (67.5%) ②1,520人 (76%)
調査方法	訪問による面接調査。なお、一部の回答に対して家族による代理回答を認めた。	-	①調査チームが選択した28項目について「現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生活するために絶対に必要であるか」を質問。有効回答者の50%が「必要である」と答えた16項目を「社会的必需項目」と定義。 ②「社会的必需項目」のそれぞれの項目について、回答者が経済的理由で満たせない状態にあるかどうかを質問。

表4 日本国内における相対的剥奪指標の調査研究一覧 (つづき)

	阿部 (2008)	山田 (2013)	斉藤他 (2014)
【剥奪指標に関する研究概要】			
分析対象	12歳以下の子どもがいる世帯	ホームレス経験のある生活保護受給者	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者
指標の構築方法	子どもの生活水準に関わる15項目のそれぞれについて、欠如している場合に1、それ以外の場合に0をとるダミー変数の和を「子どもの剥奪指標」として算出。	阿部 (2006) に同じ。	既存の指標を参考に14項目を設定
主な結果	子どもの剥奪指標は400万円～500万円を閾値として急激に悪化。	分析対象者の剥奪スコアは阿部 (2006) に比べて大きかった。	高齢者の27.6%がいずれかの項目に、13.0%が複数の項目に該当していた。また、高齢者がいる世帯では等価所得が200万円未満ないし150万円未満という状態になると相対的剥奪状態へのリスクが急激に高まっていた。 貨幣的な貧困よりも相対的剥奪の方が健康度の低さと密接に関連している。
【使用した調査について】			
調査名	①福祉に関する国民意識調査 (予備調査) ②社会生活調査 (本調査)	アパートなどで生活している人への支援に関するアンケート	日本老年学的評価研究 (JAGES) プロジェクト調査
調査年	①2003年 ②2003年	2009年	2010～2012年
実施主体	国立社会保障・人口問題研究所	筆者の独自調査	-
調査対象	①層化2段無作為抽出法によって抽出された全国の20歳以上の男女2,000人 ②無作為抽出された全国の20歳以上の男女2,000人	名古屋市内でホームレス支援活動を行っている「笹島診療所」に支援記録のある人のうち、アパート生活に移行し、笹島診療所がアパート生活者向けに発行しているニュースレターを送付している327名	全国12都道府県31市町村における要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者169,215名
回答者数 (回答率)	①1,350人 (67.5%) ②1,520人 (76%)	116人 (36.4%)	112,123人 (66.3%)
調査方法	①調査チームが選択した子どもの生活水準に関わる項目15項目について「現在の日本の社会において、ある家庭が普通に生活するために絶対必要であるか」を質問。 ②50%以上が「必要である」と回答したのは3項目しかなかったため、予備調査の全項目について、回答者が経済的理由で満たせない状態にあるかどうかを質問。	○1次調査：あらかじめ用意した会場に回答者に集合してもらっての面接調査 ○2次調査：1次調査に集合できなかった対象者の自宅を調査員が訪問しての面接調査	郵送調査